新潟県公安委員会規則第10号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年6月28日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

後

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則(昭和39年新潟県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 (適性検査の受検命令等)

第22条の2 法第90条第8項及び法第103条第6項 の規定に基づき、適性検査の受検を命ずる場合は 適性検査受検命令書(別記様式第10)を交付して 行い、医師の診断書の提出を命ずる場合は診断書 提出命令書(別記様式第10の2)を交付して行う ものとする。

2 法第102条第1項から第4項までの規定に基づき、医師の診断書の提出を命ずる場合は、診断書 提出命令書(別記様式第10の2)を交付して行う ものとする。

別表第2 (第7条の3関係)

道路名	区	間
(略)		
一般国道	長岡市大手通2	丁目1番1から <u>長</u>
352号	岡市旭町2丁目	<u>1番3号</u> まで
(略)		
一般国道	長岡市西宮内1	丁目52番から長岡
404号	市新産3丁目1	番8まで
(略)		

別記様式第10の2

診断書提出命令書

(略)

第90条第 8 項 第102条第 1 項 第102条第 2 項

道路交通法第102条第3項の規定により、下

第102条第4項 第103条第6項

> 第18条の4第 第29条の3第

記のとおり、道路交通法施行規則<u>第29条の3第</u> 第29条の5第

2項

改 ① (診断書の提出命令等)

第22条の2 法第90条第8項及び法第103条第6項 の規定に基づき<u>適性検査</u>の受検を命ずる場合<u>にあって</u>は適性検査受検命令書(別記様式第10)を交付して行い、診断書の提出を命ずる場合<u>にあって</u>は診断書提出命令書(別記様式第10の2)を交付して行うものとする。

前

別表第2 (第7条の3関係)

道 路 名	区	間
(略)		
一般国道	長岡市大手通2	丁目1番1から <u>長</u>
352号	岡市殿町2丁目	<u>3番27</u> まで
(略)		
一般国道	長岡市大宮町字	太田241番1から
404号	長岡市新産3丁	目1番8まで
(略)		

別記様式第10の2

診断書提出命令書

(略)

第90条第8項

道路交通法第103条第6項の規定により、下

第18条の4第

記のとおり、道路交通法施行規則第29条の5第

_	
റ	ΤĖ
O	坦

<u>4項</u>に規定する要件を満たす医師の診断書の提 <u>2項</u>

出を命じます。

(略)

2項

_____ <u>2項</u>に規定する要件を満たす医師の診断書の提

出を命じます。

(略)

附則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。